

橋梁点検業務

適用範囲：福島県内全域

1. 計画準備

- ・業務計画書の作成作業。
- ・点検を実施するに当たり、必要となる資料の整理等に要する準備作業。
- ・部材番号図作成は、損傷状況等を記入するための図（損傷図のベース）を新規作成する場合に計上する。

種別	橋種	規格	単位	分類 構成単位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
					内業	内業	内業	内業	内業	内業
準備作業			10橋当たり	数量		2.0	1.5	1.0	1.5	1.0
部材番号図作成		2径間	10橋当たり	数量			0.5	1.0	3.0	2.5

○部材番号図作成は、2径間を標準とする。これ以外の場合、径間数に応じて、「7. 補正係数」の表1により補正係数を考慮する。

2. 現地踏査

- ・点検業務に先立って、現地の交通状況、点検に伴う交通規制方法、点検方法等について検討するための現地踏査。

種別	橋種	規格	単位	分類 構成単位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
					外業	外業	外業	外業	外業	外業
現地踏査			10橋当たり	数量		1.5		1.5	1.5	

3. 定期点検

- ・福島県橋梁調査点検マニュアル（案）に基づき、橋梁点検を行う。

<共通事項>

- 鋼橋とコンクリート橋の混合橋の場合は、延長の長い方の形式として扱う。
- 特殊橋梁とは、アーチ橋（鋼橋）、トラス橋、斜張橋、吊り橋とし、それ以外を一般橋梁とする。
- 特殊橋梁部と一般橋梁部が混在する橋は、特殊橋梁として扱う。
- 橋梁間の移動時間にかかる直接人件費を含む。

<15m未満の橋梁>

種別	橋種	規格 (橋長)	単位	分類 構成単位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
					外業	外業	外業	外業	外業	外業
一般橋梁		5m未満	10橋あたり	数量				2.5	2.5	2.5
		5m以上10m未満	10橋あたり	数量				3.0	3.0	3.0
		10m以上15m未満	10橋あたり	数量				4.0	4.0	4.0

- 橋梁点検車等の機械は使用しないことを基本とする。梯子による作業は含む。
- 橋梁点検車等の機械を使用する必要がある橋梁は、15m以上の歩掛を適用する。

<15m以上の橋梁>

種別	橋種	径間数 N	全幅 B	単位	分類 構成単位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
						外業	外業	外業	外業	外業	外業
一般橋梁	コン橋	2径間	7m ≤ B < 14m	10橋あたり	数量				7.5	7.5	7.5
	鋼橋	2径間	7m ≤ B < 14m	10橋あたり	数量				10.5	10.5	10.5

- リフト車、橋梁点検車を使用した場合、別途、「5. 機械経費」を計上する。その他の点検方法（足場やロープ技術等）が必要な場合、別途見積による。
- 2径間、全幅員7m以上14m未満を標準とする。これ以外の場合、径間数と幅員に応じて、「7. 補正係数」の表1、表2により補正係数を考慮する。

<特殊橋梁>

種別	橋種	規格1 (形式)	規格2 (橋長)	単位	分類 構成単位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
						外業	外業	外業	外業	外業	外業	
特殊橋梁	トラス・アーチ	上路・中路	150m未満	10橋あたり	数量				50.5	50.5	50.5	
			150m以上350m未満	10橋あたり	数量				80.5	80.5	80.5	
	トラス・アーチ	下路	150m未満	10橋あたり	数量				40.5	40.5	40.5	
			150m以上350m未満	10橋あたり	数量				60.5	60.5	60.5	
	斜張・吊橋			150m未満	10橋あたり	数量				70.5	70.5	70.5
				150m以上350m未満	10橋あたり	数量				70.5	70.5	70.5

- 橋梁点検車・リフト車による点検が可能なものに限る。その他の点検方法（足場やロープ技術等）が必要な場合、別途見積による。
- 別途、「5. 機械経費」を計上する。

4. 点検結果とりまとめ

- ・福島県橋梁調査点検マニュアル（案）に基づき、調査点検の結果をとりまとめ、損傷図及び損傷写真等を含めた点検調書一式（国交省様式を含む）及び報告書を作成する。

<共通事項>

- 鋼橋とコンクリート橋の混合橋の場合は、延長の長い方の形式として扱う。
- 特殊橋梁とは、アーチ橋（鋼橋）、トラス橋、斜張橋、吊り橋とし、それ以外を一般橋梁とする。
- 特殊橋梁部と一般橋梁部が混在する橋は、特殊橋梁として扱う。
- 部材番号図、橋梁一般図は、過年度点検により作成済みであることを想定し、更新作業のみ行うことを基本とする。
- 部材番号図を新規作成する場合は、「1. 計画準備」の「部材番号図作成」を計上する。橋梁一般図を作成する場合は、別途考慮する。
- 国交省様式（道路橋点検記録表様式）のみを作成する場合は、下記歩掛に0.7を乗ずる。

<15m未満の橋梁>

種別	橋種	規格 (橋長)	単位	分類 構成単位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
					内業	内業	内業	内業	内業	内業
一般橋梁		5m未満	10橋あたり	数量		0.5	0.5	1.0	2.0	2.0
		5m以上10m未満	10橋あたり	数量		0.5	0.5	1.0	2.0	2.0
		10m以上15m未満	10橋あたり	数量		0.5	0.5	1.0	3.0	3.0

橋梁点検業務

適用範囲：福島県内全域

<15m以上の橋梁>

種別	橋種	規格 (径間数)	単位	分類 構成単位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
					内業	内業	内業	内業	内業	内業
					人	人	人	人	人	人
一般橋梁	Co橋	2径間	10橋あたり	数量		0.5	0.5	3.0	6.5	6.5
	鋼橋	2径間	10橋あたり	数量		0.5	0.5	3.0	6.5	6.5

○2径間を標準とする。これ以外の場合、径間数に応じて、「7. 補正係数」の表1により補正係数を考慮する。

<特殊橋梁>

種別	橋種	規格1 (形式)	規格2 (橋長)	単位	分類 構成単位	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
						内業	内業	内業	内業	内業	内業
						人	人	人	人	人	人
特殊橋梁	トラス・アーチ	上路・中路	150m未満	10橋あたり	数量		1.0	1.0	10.0	20.5	20.5
			150m以上350m未満	10橋あたり	数量		1.0	1.0	15.0	30.5	30.5
	トラス・アーチ	下路	150m未満	10橋あたり	数量		1.0	1.0	10.0	20.5	20.5
			150m以上350m未満	10橋あたり	数量		1.0	1.0	15.0	30.5	30.5
	斜張・吊橋		150m未満	10橋あたり	数量		1.0	1.0	10.0	20.5	20.5
			150m以上350m未満	10橋あたり	数量		1.0	1.0	10.0	20.5	20.5

5. 機械経費

・定期点検の日数にかかる機械経費を計上する。

<リフト車使用>

(1日あたり)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	県単価
燃料費	軽油	L	18.0	県単価
リフト車 賃料	揚程12m程度まで	日	1.0	県単価
諸雑費		式	1	

<橋梁点検車 (BT-200相当) 使用>

(1日あたり)

名称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般運転手	人	1.0	県単価
燃料費	軽油	L	27.6	県単価
橋梁点検車 賃料	BT-200相当	日	1.4	県単価
諸雑費		式	1	

<橋梁点検車 (BT-400相当) 使用>

(1日あたり)

名称	規格	単位	数量	備考
燃料費	軽油	L	60.0	県単価
橋梁点検車 賃料	BT-400相当、パレター付き	日	1.0	
諸雑費		式	1	

6. 作業日数

・機械経費、安全費及び旅費交通費算出に用いる。  
・機械経費、安全費は機械作業日数により算出する。

(10橋あたり)

工種	種別	橋種	種別	単位	作業日数 (移動時間含む)	うち機械作業日数		
現地踏査				日	1.5			
定期点検	15m未満の一般橋梁		5m未満	日	2.5			
			5m以上10m未満	日	3.0			
			10m以上15m未満	日	4.0			
			15m以上の一般橋梁	Co橋	2径間、7m ≤ B < 14m	日	7.5	6.0 ※1
	特殊橋梁		鋼橋	2径間、7m ≤ B < 14m	日	10.5	8.0 ※1	
			アーチ・トラス	上路・中路	150m未満	日	50.5	36.0
				上路・中路	150m以上350m未満	日	80.5	57.0
			アーチ・トラス	下路	150m未満	日	40.5	29.0
				下路	150m以上350m未満	日	60.5	43.0
斜張・吊橋			日	70.5	50.0			

※1：15m以上の一般橋梁については、「7. 補正係数」の表1、表2により作業日数を補正する。

7. 補正係数

○「1. 計画準備」の部材番号図作成、「3. 定期点検」の15m以上の一般橋、「4. 点検結果とりまとめ」の15m以上の一般橋、「6. 作業日数」において、以下の表1のとおり径間数Nによる補正を行う。

表1. 径間数Nによる補正係数

N	1	2	3	4~6	7~10	11~18
補正係数	0.8	1.0	1.5	2.0	4.0	7.0

○「3. 定期点検」、「6. 作業日数」において、以下の表2のとおり全幅員Bによる補正を行う。

表2. 全幅員Bによる補正係数

B	B < 7	7 ≤ B < 14	14 ≤ B < 20	20 ≤ B
補正係数	0.8	1.0	1.3	1.5

○N × Bの補正係数は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。

8. 安全費

リフト車、または橋梁点検車を使用して点検を行う場合に適用することを標準とする。

積算ではリフト車、または橋梁点検車の作業延べ日数を乗じて算出する。

(1日あたり)

交通誘導員(A)	※2	※2
交通誘導員(B)	※2	※2

※2：車両の前後に1名ずつ配置することを標準とする。ただし、現地状況、関係機関との協議等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。交通誘導員のAとBの別は、路線に応じて判断する。

## 橋梁点検業務

適用範囲：福島県内全域

### 9. 打合せ

・下記を標準とし中間打合せは1回を標準とするが、状況により中間打合せ回数を増減することができるものとする。

	主任技師	技師A	技師B	適用
	内業	内業	内業	
	人	人	人	
業務着手時	0.5	0.5		
中間打合せ		0.5	0.5	1回当たり
成果品納入時	0.5	0.5		

### 10. その他

- ・旅費交通費については、「設計業務等標準積算基準」により計上する。ただし、現場間の移動にかかる直接人件費は、上記歩掛に含まれる。
- ・電子成果品作成費については、「土木設計業務等積算基準」により計上する。
- ・一般管理費等、その他原価については、「土木設計業務等積算基準」による。